

マイナ・アシスト 2（マイナンバーカードオンライン申請補助端末）等賃貸借に関する仕様書

件名

マイナ・アシスト 2（マイナンバーカードオンライン申請補助端末）等賃貸借

1 目的

マイナンバーカード申請の効率化を目指し、マイナ・アシスト 2（マイナンバーカードオンライン申請補助端末）等の賃貸借契約を行う。

2 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 36 か月間とする。

（地方自治法第 234 条の 3、地方自治法施行令第 167 条の 17 及び阿賀野市長
期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づく長期継続契約）

3 納入場所

阿賀野市岡山町地内（阿賀野市役所）

4 賃貸借の内容

（1）タブレット端末

以下の仕様を満たすタブレット端末 3 台機器一式を納入すること。

DNP 製マイナ・アシスト 2（マイナンバーカードオンライン申請補助端末）
〈機器等〉
専用タブレット端末
専用アプリケーション（貸借期間中 ライセンス保証）
マイナ・アシスト 2 定期保守（貸借期間中 定期保守）
マイキーID 用 IC リーダ（NFC リーダ）
〈保守〉
ソフトウェア保守（法改正等によるバージョンアップ）
ハードウェア保守（受注者が DNP に送付）
コールセンターサポート

（2）通信サービス

① 1 回線当たり月 10GB のデータ通信回線を 2 回線提供すること。

② データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額
であること。ただし、データ通信容量を追加する場合は、事前に本市から受注者
へ報告し、協議することとする。

③Wi-Fi ホームルーター1台、ポケットWi-Fi1台を納入すること。

(3) 機器の初期設定・運用保守

ア 機器等初期設定

- ① 調達機器のうち、ユーザー登録等の手続きが必要なものについては、発注者の名義で登録すること。
- ② 専用タブレット端末に搭載する Windows OS について、最新のセキュリティ更新プログラムを適用すること。
- ③ 発注者が指定するコンピュータ名及びアカウントを登録すること。
- ④ 専用アプリケーションが利用できるような初期設定を行うこと。

イ 運用保守及び設定サポート

- ① 機器の故障が発生した場合、受注者は本市から故障機器を回収し、DNP に送付すること。また、故障機器の送付に係る送料は受注者の負担とすること。
- ② DNP から代替機器が到着した後、受注者は代替機器に「ア 機器等初期設定」に定める設定を行うこと。

5 その他

- (1) 機器は新品のみとし、中古品及び新古品は不可とする。
- (2) 機器は初期設定を全て行った上で、原則として令和8年12月28日までに納品すること。納入日は、受注者と協議した上で決定する。
- (3) 納入の際は、本市が指示した初期設定内容その他内容が分かる納品書を提出し、本市の検査を受けること。
- (4) 不要な梱包材は、引き取り及び処分を行うこと。
- (5) 賃貸借契約期間満了後、本契約機器等の返却に係る費用は受注者が負担すること。
- (6) 賃貸借料には、納入経費、システム保守料等、本件に係る全ての経費を含むものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。